

問2. いわゆる強制連行により我が国での居住を余儀なくされ被爆した在韓被爆者に対しては、被爆者援護法に代わり、同援護法の規定と同様の補償を行うべきではないのか。

(答)

1. 日韓両国及び両国民間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定により、日韓両国間では解決済みである。
2. 他方、数多くの朝鮮半島出身者が被爆され、今なお多くの被爆者が韓国国内で苦しんでおられることは、誠にお気の毒であり、我が国としては、本件の歴史的経緯及び性格の特殊性に鑑み、人道的観点から、在韓被爆者の治療費、健康診断費、被爆者福祉センター建設費等に充てるための拠出金として、大韓赤十字社に対して、平成3年度及び平成4年度において計40億円を拠出しているところである。

問3. 被爆者援護法において新たに被爆者に支給されることとなった特別葬祭給付金と同趣旨の支給を在韓国被爆者に行うため、過去に日本政府が在韓被爆者支援のために拠出した40億円右拠出金の運用変更、または新たな拠出を行うことが必要ではないか。

(答)

1. 日本政府は、平成2年5月に医療面で総額40億円程度の在韓被爆者に対する支援を行う旨意図表明したことを踏まえ、平成3年度及び平成4年度において40億円の拠出を行った。
2. 本件拠出金は、日韓政府間において確認された本件拠出金の「ガイドライン」により、治療費、健康診断費、被爆者福祉センター建設費等の医療面での支援に使用されることとなっているが、旧原爆2法に準じた形で被爆者個人に対して手当等が支給されるようにはなっていない。
3. 今般、特別葬祭給付金の規定が被爆者援護法に追加されたが、政府としては、医療面での支援を目的とする在韓被爆者拠出金の運用変更または他の手段をもって在韓被爆者個人に対して手当を支給するようなことは検討していない。

(更問. 過去に日本政府が拠出した40億円から、被爆者に対して、毎月手当が支給されていると承知しているが、事実関係如何。)

答. 大韓赤十字社が診療補助費等の名目で個人に現金支給を行った経緯があることは承知しているが、右使用は、上記「ガイドライン」の目的にはそぐわないものであり、認めることはできないと判断されるところ、韓国政府を通じて大韓赤十字社に対し、右拠出金の適正使用をもとめているところである。